

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である(各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法)。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
  - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
  - (2) 筆記用具はHBの黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。  
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
  - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
  - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

受験番号	氏名

問1 計量法の目的及び定義に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び産業の振興に寄与することを目的とする。
- 2 「計量」とは、物象の大小を計ることをいう。
- 3 「特定計量器」とは、取引又は証明における計量に使用される全ての計量器のことをいう。
- 4 「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 5 「取引」とは、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、無償のものは含まれない。

問2 次の記述は、計量法第2条の標準物質に係る定義に関する規定であるが、  
(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

この法律において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の(ア)に用いるものをいう。

この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と法第134条第1項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて(イ)される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、(ウ)ことをいう。

- |   | (ア)   | (イ) | (ウ)  |
|---|-------|-----|------|
| 1 | 誤差の測定 | 製造  | 改める  |
| 2 | 誤差の測定 | 製造  | 証明する |
| 3 | 検査    | 校正  | 改める  |
| 4 | 検査    | 製造  | 改める  |
| 5 | 検査    | 校正  | 証明する |

問3 次に示す物象の状態の量と法定計量単位の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

	(物象の状態の量)	(法定計量単位)
1	時間	秒、分、時、日、年
2	質量	キログラム、グラム、トン
3	温度	ケルビン、絶対度、セルシウス度、度
4	物質質量	モル、モル数
5	光度	カンデラ、ルーメン、ルクス

問4 次の記述は、計量法第9条第1項の非法定計量単位による目盛等を付した計量器に関する規定であるが、(ア)と(イ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第2条第1項第1号に掲げる(ア)に使用する計量器であって非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、(イ)してはならない。第5条第2項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であって、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

(ア)

- 1 商品の計量
- 2 物象の状態の量の取引又は証明
- 3 物象の状態の量の取引又は証明
- 4 物象の状態の量の計量
- 5 物象の状態の量の計量

(イ)

- 1 販売し、又は譲渡
- 2 製造し、又は販売
- 3 販売し、又は販売の目的で陳列
- 4 製造し、又は輸入
- 5 販売し、又は販売の目的で陳列

問5 商品の販売に係る計量に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第12条第1項の政令で定める商品（以下「特定商品」という。）の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。）を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差（以下「量目公差」という。）を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。
- 2 量目公差は、表示量（特定商品の特定物象量として法定計量単位により示されたものをいう。）が当該特定商品の真実の特定物象量を超えない場合についても定められている。
- 3 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めなければならない。
- 4 密封とは、商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。
- 5 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記し、その表記には表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。

問6 次の記述は、特定商品の販売の事業を行う者に関する計量法第15条第1項及び同条第2項の規定であるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第15条(ア)は、第12条第1項若しくは第2項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第13条第1項若しくは第2項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第1項若しくは第2項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを(イ)することができる。

2 (ア)は、前項の規定による(イ)をした場合において、その(イ)を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を(ウ)することができる。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	都道府県知事又は特定市町村の長	勧告	公表
2	経済産業大臣、都道府県知事又は特定市町村の長	命令	警告
3	都道府県知事又は特定市町村の長	命令	警告
4	経済産業大臣、都道府県知事又は特定市町村の長	勧告	公表
5	経済産業大臣、都道府県知事又は特定市町村の長	命令	公表

問7 取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する次の計量器の中から、検定証印又は基準適合証印が付される必要のないものを一つ選べ。

- 1 照度計
- 2 口径が400 mmの水道メーター
- 3 タクシーメーター
- 4 電力量計
- 5 口径が40 mmの積算熱量計

問8 定期検査に関するア～オの記述の中から、正しいものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

ア 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定期検査機関）に、定期検査を行わせることができる。

イ 都道府県知事が定期検査の実施について計量法第21条第2項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の特定市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

ウ 定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

エ 定期検査の対象となる計量器の一つに、自動はかりがある。

オ 定期検査の合格条件の一つに、その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと、がある。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問9 次の記述は、計量法第25条に関するものであるが、（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

都道府県知事又は特定市町村の長が行う（ア）に代わる検査を行った計量士は、その特定計量器が合格条件に適合するときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を（イ）に（ウ）ことができる。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	立入検査	都道府県知事又は特定市町村の長	届け出る
2	立入検査	その特定計量器を使用する者	交付する
3	検定	その特定計量器を使用する者	届け出る
4	定期検査	都道府県知事又は特定市町村の長	交付する
5	定期検査	その特定計量器を使用する者	交付する

問10 指定定期検査機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定定期検査機関は、業務規程を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 都道府県知事又は特定市町村の長は、認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 4 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。
- 5 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

問11 特定計量器の製造又は修理に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量器の製造の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。）は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 届出製造事業者は、その届出をした特定計量器についての修理の事業を行おうとするときは、修理の事業を行う旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 届出修理事業者は、事業の届出をした事項（事業の区分を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（電気計器の届出修理事業者にあつては、経済産業大臣）に届け出なければならない。
- 4 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。

問12 特定計量器の販売に関するア～オの記述の中から、誤っているものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

ア 都道府県知事は、政令で定める特定計量器の販売に当たりその販売の事業を行う者が遵守すべき事項を定めることができる。

イ 届出製造事業者がその届出に係る特定計量器の販売の事業を行う場合にあっては、販売の事業の届出を行う必要はない。

ウ 販売事業者は、届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明しなければならない。

エ 販売事業者は、あらかじめ都道府県知事に届け出たときを除き、特定計量器を輸出のために販売してはならない。

オ 抵抗体温計の販売の事業を行う場合にあっては、販売の事業の届出を行う必要はない。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問13 次の記述は、計量法第71条の検定の合格条件に関するものであるが、(ア)～(エ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 その(ア)が経済産業省令で定める(イ)に適合すること。
- 二 その(ウ)が経済産業省令で定める(エ)を超えないこと。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
1	構造	技術上の基準	誤差	検定公差
2	能力	型式承認の基準	誤差	使用公差
3	構造	技術上の基準	器差	使用公差
4	構造	技術上の基準	器差	検定公差
5	能力	型式承認の基準	器差	使用公差

問14 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 承認外国製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにならなければならない。
- 2 輸入事業者は、その輸入する特定計量器の型式について承認を受けるときは、その承認を受けようとする特定計量器の検定を行う指定検定機関の試験を受けなければならない。
- 3 製造工場を持たない特定計量器の販売事業者であっても、申請書に特定計量器を製造する関連子会社の日本国内の工場又は事業場の名称及び所在地を記載すれば型式の承認を受けることができる。
- 4 型式承認の表示には、その型式承認の有効期間の満了の年を表示するものとする。
- 5 承認製造事業者は、当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

問15 指定製造事業者に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者の指定を受けようとするときに経済産業大臣に提出する申請書に記載することが必要な事項の一つとして、品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）、がある。
- 2 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場ごとに行う。
- 3 経済産業大臣は、指定製造事業者の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
- 4 指定製造事業者は、製造のロットごとに適切な数の特定計量器を抜き取り、抜き取った特定計量器が検定公差を超えないことを確認できれば、当該ロットに属する特定計量器に基準適合証印を表示することができる。
- 5 指定製造事業者は、申請に係る事項のうち、品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）について変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。



問16 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。
- 2 基準器検査証印の有効期間は、計量器が基準器検査に合格したときに交付される基準器検査成績書に記載される。
- 3 基準器を譲渡することはできない。
- 4 基準器検査を受けることができる者は、経済産業省令で定められている。
- 5 基準器検査とは、検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査をいう。

問17 計量証明の事業に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構及び独立行政法人国立環境研究所の4法人である。
- 2 計量証明の事業の登録には、有効期間の定めはない。
- 3 計量証明の事業の登録の基準の一つとして、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること、がある。
- 4 都道府県知事は、計量証明事業者が計量証明の事業について不正の行為をしたときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。
- 5 計量証明の事業の登録を受けようとする者が、申請書に記載しなければならない事項の一つとして、事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士の氏名及び住所、がある。

問18 計量証明検査に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に型式承認の表示が付されているときは、その型式承認表示を除去する。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、計量証明検査を受けなければならない。
- 3 計量証明事業者は、計量証明に使用する皮革面積計について、2年ごとに計量証明検査を受けなければならない。
- 4 計量証明検査を受けなければならない特定計量器には、検定を行った年月又は基準適合証印を付した年月の翌月1日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しない検定証印等が付されているものは含まれない。
- 5 特定市町村の長は、その指定する者（指定計量証明検査機関）に、計量証明検査を行わせることができる。

問19 次の記述は、計量法第121条の2の特定計量証明事業を行おうとする者の認定に関するものであるが、（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

- 一 特定計量証明事業を適正に行うに必要な（ア）を有するものであること。
- 二 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な（イ）を有するものであること。
- 三 特定計量証明事業を適正に行うに必要な（ウ）が定められているものであること。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	管理組織	技術的能力	計量管理の方法
2	管理組織	経理的基礎	業務の実施の方法
3	技術的能力	経理的基礎	計量管理の方法
4	管理組織	技術的能力	業務の実施の方法
5	技術的能力	経理的基礎	業務の実施の方法

問20 特定計量証明事業に関するア～オの記述の中から、正しいものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 特定計量証明事業とは、計量法第107条第2号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。
- イ 特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は特定計量証明認定機関に申請して、その事業が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた計量を行う機関に関する基準に適合している旨の認定を受けることができる。
- ウ 特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、経済産業大臣の登録を受けなければならない。
- エ 特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業に係る認定を受けた者は、その認定に係る事業の計量管理の方法に関し経済産業省令で定める事項を記載した届出書を作成し、その認定を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。
- オ 特定計量証明事業に係る認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問21 計量士に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者を、計量士として登録する。
- 2 計量士の登録を取り消された者は、再び、計量士の登録を受けることはできない。
- 3 経済産業大臣は、計量士が計量法に違反したとき、計量士の登録を取り消すことができる。
- 4 計量士の登録を受けようとする者は、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に登録の申請をしなければならない。
- 5 計量士の登録を受けようとする者は、必ずしも計量行政審議会の認定を受けなくてもよい。

問22 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 適正計量管理事業所とは、特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものとして指定された事業所のことである。
- 3 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分、がある。
- 4 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器については、都道府県知事又は特定市町村の長が行う定期検査を受けることを要しない。

問23 次の記述は、適正計量管理事業所に関するものであるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する(ア)について計量士が行った(イ)の結果を記載し、これを(ウ)なければならない。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	特定計量器	計量証明	届け出
2	基準器	検定	保存し
3	特定計量器	検定	保存し
4	基準器	検査	届け出
5	特定計量器	検査	保存し

問24 計量器の校正等に関するア～オの記述の中から、誤っているものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 指定校正機関は、経済産業大臣が指定する。
- イ 特定標準器等又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付けは、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が行う。
- ウ 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。
- エ 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。
- オ 計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問25 計量法における罰則に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器を、販売し、又は販売の目的で陳列した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 2 非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器を所有した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 3 非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器を、販売し、又は販売の目的で陳列した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 4 非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器を所有した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器を、製造し、又は輸入した者は、50万円以下の罰金に処する。